

(案)

第2期三原市市民協働のまちづくり推進計画
アクションプラン
【平成30年度】

三原市

目次

1	第2期三原市市民協働のまちづくり推進計画アクションプランについて	1
2	取り組み内容の項目別年次計画	2
3	取り組みごとのアクションプラン	3
4	評価対象協働事業	

1 第2期三原市市民協働のまちづくり推進計画アクションプランについて

(1) アクションプラン作成の目的

平成28年3月に策定された「第2期三原市市民協働のまちづくり推進計画（以下、第2期計画という。）」を効果的に実行するため、本計画に掲げた取り組み（支援策）の具体的なプロセスや目標を盛り込んだ「第2期三原市市民協働のまちづくり推進計画アクションプラン（以下、アクションプランという。）」を作成します。

また、アクションプランは、PDCAサイクルにより、取り組みの継続的な改善を行っていくために、毎年度作成することとします。

(2) アクションプラン作成期間

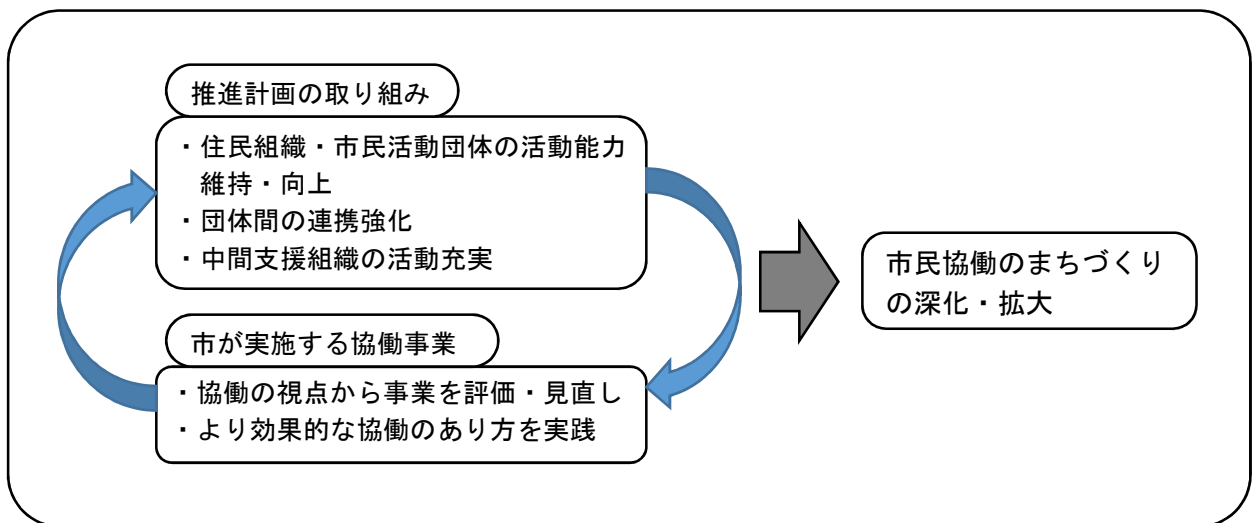
アクションプランの作成は、第2期計画の見直し時期である平成31年度まで行い、それ以降は第2期計画の見直しと合わせて、実施方法を再検討します。

(3) アクションプランの構成

第2期計画では、住民自治組織と市民活動団体に分けて取り組みを掲げています。

このため、アクションプランでも住民自治組織と市民活動団体に対する取り組みと年次計画に分けて体系図にまとめます。また、取り組みごとに、目的、内容、現状、目標、実施計画を示します。

あわせて、市が住民自治組織や市民活動団体等と協働で行う事業のうち、行政と市民が協働で立案・実行するものを取り上げ、より効果的に協働事業を実施するために、協働の視点で事業の評価を行います。



2 取り組み内容の項目別年次計画

1. 住民組織

方向性	ステップ	住民組織の取り組み	取り組みの目的	取り組みの内容	H27	H28	H29	H30	H31	
<ul style="list-style-type: none"> ●顔の見える関係性の構築 ●住民自治組織の現状に応じた段階的な支援策の展開 	知る	自治会・町内会の活動を知ってもらう	仕組みづくり	①自治会・町内会の加入率向上に向けた取り組み支援【新規】						
	はじめる	地域の中で仲間づくりを進める	仕組みづくり	②新たなグループづくりに対する支援【新規】						
		地域内の人材を「育てる」取り組みを進める	人づくり	③地域リーダー育成塾の開催【改善】						
			人づくり	④まちづくり人材スキルアップ講座の開催【改善】						
	深める	自治会どうし協力して悩みや課題を共有する	場づくり	⑤自治会間意見交換会の開催【新規】						
		地域内の各種団体と連携して、活動の輪を広げる	場づくり	⑥地域プラットフォームの開催(地域別意見交換会)【改善】						
			仕組みづくり	⑦まちづくり協議会活動支援制度の構築【改善】						
		NPOや行政と連携してより活発な取り組みを進める	人づくり	⑧コミュニティビジネス養成講座の開催【改善】						
			仕組みづくり	⑨市民提案型協働事業【改善】		継続実施				
	仕組みづくり		⑩提案型公共サービス民営化制度【改善】							

2. 市民活動団体

方向性	ステップ	市民活動団体の取り組み	取り組みの目的	取り組みの内容	H27	H28	H29	H30	H31	
<ul style="list-style-type: none"> ●団体間の連携促進 ●中間支援組織の活動充実 	知る	ビジョン・ミッションを明確にする	仕組みづくり	①中間支援組織の機能強化【改善】						
		仲間づくりを進める	場づくり	②ポスターセッションの開催【改善】						
			場づくり	③多様なメディアの活用促進【改善】						
	はじめる	団体内の人材を「育てる」取り組みを進める	人づくり	④リーダー育成塾の開催【改善】						
			人づくり	⑤まちづくり人材スキルアップ講座の開催【改善】						
			人づくり	⑥情報発信エキスパート養成講座の開催【改善】						
		自立的な活動に向けて、財源確保のスキルを高める	仕組みづくり	⑦市民活動団体育成事業【継続】		継続実施				
	深める	共通するテーマについて、ネットワークを広げる	場づくり	⑨まちづくりプラットフォームの開催(テーマ別意見交換会)【改善】						
			場づくり	⑩地域プラットフォームの開催(地域別意見交換会)【改善】						
		住民自治組織と連携して、より活発な取り組みを進める	仕組みづくり	⑪市民提案型協働事業【改善】		継続実施				
			仕組みづくり	⑫提案型公共サービス民営化制度【改善】						

3 取り組みごとのアクションプラン

取り組みの内容	1 - ⑨ 2-⑪ 市民提案型協働事業				
ステップ	深める	取り組みの目的	仕組みづくり		
対象	住民組織, 市民活動団体	担当課	地域調整課		
目的	対等な立場で相互の責任と役割分担のもとに取り組む協働事業を募集し, 市民活動団体等と市が当該事業を実施することにより, 地域課題や公共的課題の解決又は地域の魅力を創造していくため, 提案団体に負担金を交付する。				
内容	<p>◆提案対象団体 次の要件のすべてに該当する市民活動団体又は住民組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上の構成員により組織されており, 構成員のうち半数以上が市内に住所を有する者, 又は通勤通学している者であること ・市内に事務所又は活動拠点があること ・1年以上継続した活動を行っていること ・会則, 規約等に基づき運営され, 会計処理を適正に行っていること <p>◆補助対象事業 次の要件のすべてに該当する年度内に完了する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で実施する公益的な事業であって, 協働により地域や社会の課題解決につながるもの ・提案団体と市との役割分担が明確かつ適切であり, 市と協働することにより相乗効果が期待できるもの ・予算見積り等が適正であり, 提案団体自らが実施するもの <p>◆市負担額 負担金の交付の対象となる経費の10分の10以内, 上限30万円</p> <p>◆提案回数 一事業につき3回まで</p>				
現状	平成23年度～平成28年度 延べ41団体へ14,660千円交付				
目標	協働事業に取り組む住民組織や市民活動団体の増加及び各団体の事業遂行能力, 連携強化を図る。				
実施計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
			→		
	継続実施	継続実施	継続実施	一部見直し	継続実施
<p><平成30年度実施計画></p> <p>(平成30年度事業) 平成30年4月～ 事業実施, 負担金交付 平成31年3月 実績報告, 負担金額の確定</p> <p>(平成31年度事業) 平成30年8月～9月 事業募集, 申請相談・受付 10月 担当課意見書回収 11月 審査会開催, 実施候補事業決定 平成31年1月～2月 提案団体・担当課事前協議</p> <p>※平成31年度事業からテーマを限定せずに事業提案を募集する。</p>					

取り組みの内容	2 - ⑦ 市民活動団体育成事業				
ステップ	はじめる	取り組みの目的		仕組みづくり	
対象	市民活動団体	担当課		地域調整課	
目的	協働の担い手である市民活動団体を育成するため、設立初期の市民活動団体が行う公益的な社会貢献活動に対し補助金を交付。				
内容	<p>◆補助対象団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体であること ・宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと ・5人以上の構成員により組織されており、構成員のうち半数以上が市内に住所を有する者、又は通勤通学している者であること ・市内に事務所又は活動拠点があり、設立後の活動期間が原則として5年以内であること <p>◆補助対象事業</p> <p>年度内に完了する事業で、市内で行う公益性、創造性、実効性の高い社会貢献事業</p> <p>◆補助金額</p> <p>事業に直接必要な経費のうち、補助対象経費から会費等の収入を差し引いた額で1団体につき5万円を上限とする</p> <p>◆補助回数</p> <p>1団体につき2回まで</p>				
現状	平成 23 年度～平成 28 年度 延べ 22 団体へ 967 千円補助				
目標	設立初期の市民活動団体に対する活動経費への補助を行うことで、団体設立及び活動を促し、団体数及び活動に参加する市民の増加を図る。				
実施計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
					→
	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	<p><平成 30 年度実施計画></p> <p>4 月 事業募集, 申請相談・受付</p> <p>5 月 審査会開催, 補助金の交付決定</p> <p>各団体事業実施</p> <p>3 月 実績報告, 補助金額の確定</p>				